

パブリックコメントで提出された意見及び市の考え方(案)

資料一2

1 全体に対する意見

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
1		全体	基本構想の概要版を作成、公共施設に配布されたい。	概要版を作成し、効果的な周知方法を検討いたします。
2	－		市広報誌へ基本構想を、特集記事として掲載されたい。	特集記事を作成する予定はございませんが、効果的な周知に努めてまいります。

2 第1章 計画の概要

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
3	P1-9	1.2.1 ユニバーサルデザインの考え方をふまえたバリアフリーの取り組み推進	市民に対しバリアフリーに対する認識を新たにし、日常生活における実践に努めるよう周知啓発を徹底されたい。	教育啓発特定事業の取り組みの中で、市民に対しバリアフリーに関する啓発活動等を推進してまいります。

3 第5章 実施すべき特定事業等について

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
4	P5-4	5.2.1 公共交通特定事業(鉄道)に関する項目	(1)、(2)の両駅に「ホームドア」を早急に設置されたい。	特定事業の整備内容につきましては、施設設置管理者が事業計画を作成し、順次整備を進めておりますので、ご意見いただきました内容を施設設置管理者へお伝えいたします。
5	P5-6	5.2.2 道路特定事業(府道)に関する項目	斎場から阪急茨木市駅までの歩道の劣化によって(不等沈下)、表面のタイルやコンクリートがガタガタになっております。改善をお願いいたします。	管理者である茨木土木事務所より、八尾茨木線の歩道を改善(段差、勾配の解消)すると聞いております。
6	P5-20	5.2.6 建築物特定事業に関する項目	記号p中、茨木警察署に「エレベーター」を早期に設置されたい。	特定事業の整備内容につきましては、施設設置管理者が事業計画を作成し、順次整備を進めておりますので、ご意見いただきました内容を施設設置管理者へお伝えいたします。
7	P5-50	5.6 教育啓発特定事業(心のバリアフリー)	◇学校における交流と協働学習の推進において、小学生向け冊子「茨木の福祉」を発行されたい。	本市では、小中学校において、各校の地域や児童生徒の実態に応じた障害理解教育を実施しており、中学2年生には「茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の趣旨に沿った啓発冊子を配布しております。 今後も小中学校において、障害理解教育の取組の充実に努めてまいります。

4 第6章 しくみの構築

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
8	P6-2	6.2 推進体制の構築	毎年度、取り組み評価を公表されたい。	基本構想改定後も、毎年度、協議会において、事業の進捗状況等を確認し、議事録を市ホームページで公表いたします。

5 参考資料について

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
9	参-36	参考資料6 用語説明	掲載ページを記載されたい。	掲載ページを追記いたします。

6 事業提案・要望等

(いただきました事業提案・要望等については、基本構想へ反映いたしません、市の考え方をお示しし、今後の事業検討の参考にさせていただきます。)

通番	頁	意見箇所	意見の概要	市の考え方
10		JR茨木駅・阪急茨木市駅周辺地区内	立命館茨木キャンパスとイオンの所のアンダーパスの両側に設置されている階段は、視覚障がい者、高齢者、膝の悪い人、妊婦さんや幼児をつれたお母さんにとって、とても歩きにくく、利用する人の身になって設計したとは思えません。一度現場に出向いて上り下りをしてみてください。 また、トンネル部分の通行は狭い上に自転車と共用になっているため、勢いよく下り坂を下りてきた自転車が、スピードを緩めることなく通るのでとても危険です。安心して通行できるよう考えてください。 道路交通法では自転車は歩道に乗ったまま通行してはならないことになっておりますが、現状の車道の作り方では自転車も自動車もお互いに危険を感じているので、自転車は歩道を通ることになるのです。この状況は登下校時の高校生の自転車にもいえますが、平気で二列になって大きな声で話をしながら走ります。この状況も改善していただく必要があると思います。	地上からアンダーパスにつながる階段につきましては、移動等円滑化基準に基づき、形状や勾配、有効幅員を確保するように設計しております。 アンダーパス歩道内の交通安全対策につきましては、自転車と歩行者の通行空間を示す色分けや地上からアンダーパスにつながる階段部ではカーブミラーを設置し、安全対策を実施しております。また、本市では、自転車利用者の運転マナー向上を目的に、市ホームページや広報誌等による情報発信のほか、茨木警察と連携して街頭での啓発活動を実施しております。今後も引き続き、自転車利用者へ運転ルールの周知を図る等、運転マナー向上に向けて取り組んでまいります。
11		3 地区共通	公共機関のエレベーターについて、視覚障害者にとっては音声案内が重要です。エレベーターの行き先を知らせるランプの点滅では行先が判断できないため、音声案内等でのバリアフリー化を進めていただきたい。	公共機関のエレベーター・エスカレーターの声案内や点字ブロックによる誘導につきましては、状況を確認するとともに、鉄道事業者や施設設置管理者へご要望をお伝えいたします。
12	公共機関のエスカレーターについて、常に動いているため視覚障害者が利用するには危険だとして、点字ブロックはエスカレーターには誘導しないよう敷設されています。しかし、日常生活訓練を受講して単独歩行が出来る人は、訓練内容の中にエスカレーターの乗り降りの項目も含まれており、正しい案内があれば安全に乗り降りすることが出来ます。 上り下りの真ん中の上下にスピーカーを取り付けて、音声案内で乗る方側がどちらかを知らせれば安全に乗ることが出来ます。また、点字ブロックも乗る方側に敷設して右側のハンドレールに触れられるようにすれば安全に乗ることが出来ます。 ただし、例えばJRと阪急電車では左右が反対になっております。これも統一して頂きたい。JRでは、左側となっております。			
13		-	鮎川交差点から南へ目垣方面に向かう府道について、クロネコヤマトの集配センターがある所から鮎川方面に行った歩道は旧来の設置法で作られた物で両端はただ丸くアールを付けてあるだけのため、しかも高いのでつんのめったりあるいは踏み外した状態で転倒の危険があります。ここだけ改修していないため、改善をお願いいたします。	歩道の段差改善につきましては、管理者である大阪府茨木土木事務所へご要望をお伝えいたします。
14	白川住宅口の三差路に着くまでのソントンの事業所の所と、玉川橋バス停から用水路を渡り茨木市に入るところの歩道も高いまま旧式のまま残されております。改善をお願いいたします。		歩道の段差改善につきましては、管理者である大阪府茨木土木事務所へご要望をお伝えいたします。	
15	信号機について、新堂団地の中央用水路に沿って東に入る交差点、白川住宅口とその西側のソントン事業所西の、いずれも三差路の信号機と横断歩道ですが二カ所だけで、いずれも向こう側に渡るのに二つの信号を渡らねばなりません。いずれもインナーの信号機と横断歩道がないためバス停や病院に行くのに大変不便です。私達のように障害者や体の不自由な人にはこの横断歩道を渡るということには負担が多くなります。ぜひ信号機や横断歩道をインナーにも付けてください。		信号機、横断歩道の設置につきましては、管理者である茨木警察へご要望をお伝えいたします。	

16		<p>停留所に到着するバスの行き先案内の音声案内について、到着する前に流しているバスが多く、私達視覚障害者にとって聞き取りにくい時が多くあります。停車して、乗車ドアが開いてから音声案内を流すように指導してください。全てがそうだとは言いませんが、京阪バスは停車してから〇〇行きですと案内があります。阪急バス・近鉄バスは私が白杖を持って待っていても何も案内がないことが多いです。</p>	<p>音声によるバスの行き先案内につきましては、乗車位置で聞き取りやすいよう改善するように、バス事業者へご要望をお伝えいたします。</p>
17	その他	<p>現在建設工事中の「新市民会館」について、どのようにバリアフリー化が設計されているのでしょうか。また、その際、障がい者、高齢者などの当事者がどのように関わり意見を述べたのでしょうか。これまでの公共施設建設に際し、そのような意見の場を持たないで、関係者のみで話し合いの上での設計のため私達障がい者には利用しにくい事もあります。実例を挙げますと、市立障害福祉センター(ハートフル)ではトイレの位置が統一されていません。1階・4階は通路の右側、2階・3階は通路の左側にあります。</p>	<p>市民会館跡地エリアの新施設につきましては、市民の皆様からご意見をいただいたうえで茨木市市民会館跡地エリア活用基本構想を策定し、さまざまな方のご利用を想定し施設の整備を進めております。また、市民の皆様と意見交換の場を設定するなど、着実なバリアフリー化の実現に向けて工夫を加えてまいります。</p> <p>既存施設の設備につきましても、今後、改修を行う際に、移動等円滑化基準に沿ったバリアフリー化を推進してまいります。</p>
18		<p>JR西日本でも、ICカードの障害者減免制度を利用できるよう要望します。JR西日本のみが、ICカードの障害者用の発行を拒んでおります。既に大阪メトロ、私鉄各社、路線バス運営会社は、ICカードスロットカンサイの名称で利用しています。JR東日本・小田急などは、国土交通省の度々の要請により2022年度内にと重い腰を上げて検討に入ったところです。しかしながら、JR西日本は検討の予定はないとの返事です。これは明らかにバリアフリーの否定に当たります。</p> <p>一自治体としてはどう取り組むすべもないと思いますが、大阪中の、関西の自治体が一体になって申し入れをすることにより企業を動かすことになると思います。(拒否する理由として、現在発行しているイコカカードには、各種特典などの附属の種類が多く、ましては割引してまでと言うことのようなのです。しかしながら私達障がい者はそんなプレミアムは要求することはありません。改札を通過する際も、有人の窓口を通らなければならないと、地理不案内の人が駅員に尋ねていたりするために、なかなか通れないことがあります。もちろん身体障害者手帳の提示を求められたら速やかに提示します。)一般の人と同じようにICカードで通過できるよう要望します。</p>	<p>JR西日本の障害者減免制度は、有人販売窓口でのきっぷ発券や有人改札の利用が条件となっております。</p> <p>スルッとKANSAIと同様のサービス導入について、JR西日本に対して行政からも要望してまいります。</p>